

聖籠町訓令第 8 号

聖籠町職員提案に関する要綱等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 6 日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町職員提案に関する要綱等の一部を改正する訓令

(聖籠町職員提案に関する要綱の一部改正)

第 1 条 聖籠町職員提案に関する要綱（平成 2 5 年聖籠町訓令第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号中「税務財政課長」を「総合政策課長」に改める。

(聖籠町総合計画策定委員会等設置要綱の一部改正)

第 2 条 聖籠町総合計画策定委員会等設置要綱（平成 2 2 年聖籠町訓令第 1 0 号）を次のように改正する。

第 3 条中「税務財政課長、納税対策室長」を「総合政策課長、税務課長」に改め、「保健福祉課長」の次に「、長寿支援課長」を加える。

第 7 条及び第 9 条中「総務課長」を「総合政策課長」に改める。

第 8 条中「総務課」を「総合政策課」に改める。

(聖籠町民海外研修助成事業実施要綱の一部改正)

第 3 条 聖籠町民海外研修助成事業実施要綱（平成 7 年聖籠町訓令第 9 号）を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 4 号中「税務財政課長」を「総合政策課長」に改める。

(聖籠町公印規程の一部改正)

第 4 条 聖籠町公印規程（平成 2 年聖籠町訓令第 5 号）を次のように改正する。

別表第 1 公印番号 5 の項中「税務財政課」を「税務課」に改める。

(聖籠町事務決裁規程の一部改正)

第5条 聖籠町事務決裁規程（昭和59年聖籠町訓令第2号）を次のように改正する。

第5条総務課長専決事項の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項の次に次の項を加える。

総合政策課

(1) 地域開発の実施調査及び指導

第5条中納税対策室長専決事項の項を削り、税務財政課長専決事項の項を税務課長専決事項の項とし、同項に次の各号を加える。

(7) 町税その他徴収金の徴収に係る調査の実施

(8) 町税その他徴収金の徴収

(9) 町税その他徴収金に関する届出、申請書の受理及び報告

第5条中保健福祉課長専決事項の項を次のように改める。

保健福祉課長専決事項

(1) 保健センターの使用許可

(2) 医療費、検査費、予防接種費申請の受理、審査、決定

(3) 障害福祉サービス申請の受理、審査、決定

(4) 特別障害者手当、障害児福祉手当に関する届出の受付及び進達

(5) 身体障害者手帳、療育手帳、自立支援医療（精神通院）申請の受付及び進達

(6) 精神障害者保健福祉手帳申請の受理、審査、決定

(7) 地域生活支援事業申請の受理、審査、決定

(8) 補装具給付、交通費助成、特殊装具費購入申請の受理、審査、決定

(9) 介護手当申請の受理、審査、決定

(10) 同一生計証明書及び常時介護証明書の交付

(11) 行旅病人、行旅死亡人の取扱い及び遺留金品の処理

第5条中保健福祉課長専決事項の項の次に次の項を加える。

長寿支援課長専決事項

(1) 高齢者福祉サービス申請の受理、審査、決定

(2) 老人医療費助成申請の受理、審査、決定

(3) 介護保険認定申請の受理、調査、審査、決定

(聖籠町職員安全衛生管理規程の一部改正)

第6条 聖籠町職員安全衛生管理規程（昭和59年聖籠町訓令第6号）を次のように改正する。

別表第3中「税務財政課
納税対策室」を「税務課」に、「総務課」を「総務課
総合政策課」に、「議会事務局」を「議会事務局
長寿支援課」に改める。

(聖籠町請負工事指名業者選定委員会規程の一部改正)

第7条 聖籠町請負工事指名業者選定委員会規程（昭和58年聖籠町訓令第10号）を次のように改正する。

第3条第2号中「税務財政課長」を「総合政策課長」に改める。

(聖籠町文書管理規程の一部改正)

第8条 聖籠町文書管理規程（平成16年聖籠町訓令第2号）を次のように改正する。

第29条第1項中「頭字」を「頭字等」に改める。

(聖籠町行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第9条 聖籠町行政改革推進本部設置要綱（昭和60年聖籠町訓令第5号）を次のように改正する。

第6条中「総務課」を「総合政策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。